

京都総合法律事務所メールマガジン 2024年5月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

先日、顧問先の社長様とお話ししている中で、「京都から紛争をゼロにするのが野崎さんのやりたいことなんですね。」と言われ、漠然としていたイメージが一気に具体化するのを感じました。

「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

皆様への特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント対応セミナー】

担 当：弁護士 前田宏樹

日 時：2024年6月25日（火）11:00～12:00

会場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費用：1名様あたり 2000 円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

様々な企業の顧問弁護士としてカスハラ対応に携わってきた当事務所の弁護士が、カスハラ対応を実践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。

カスハラから会社と従業員を守り、会社防衛を行うために是非ご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

反響が大きく、申込多数につき、会場を大きなサイズに変更することを検討中です。

修羅場をくぐり抜けてきた弁護士がお送りするカスハラ対策にぜひご期待ください！

★YouTube で配信中★

【事業場外みなし労働時間】

令和 6 年 4 月 16 日に事業場外みなし労働時間という「労働時間を算定し難いとき」についての最高裁判決がありました。

従来の考え方と違うところがあるのか、今回の判決で何をポイントとして押さえるべきかを伊山弁護士が 15 分の動画でコンパクトに解説します。

https://www.youtube.com/watch?v=fhC_F8Z7CfU

【労働条件明示事項と無期転換権行使の機会付与義務】

2024 年 4 月 1 日から施行された労働条件明示事項に関する法改正と無期転換権行使の機会付与義務について、伊山弁護士が 30 分の動画でコンパクトに解説します。

<https://www.youtube.com/watch?v=O7rdFKZzPak>

◆労務◆

【2024 年度（令和 6 年度）新入社員のタイプ】

産労総合研究所が「2024 年度(令和 6 年度)新入社員のタイプ」を発表しました。

それによると、2024 年度（令和 6 年度）新入社員は、

自分の未来は自分で築く！「セレクト上手な新 NISA タイプ」

のようです。新 NISA？ ということ？

「2024 年度新入社員の就職活動の特徴と今後の育成のヒント」として次のようなことが示されていました。

- ・ 2024 年度新入社員は、新型コロナ禍で、入学当初からオンラインで授業を受けていた世代であり、デジタルネイティブであるが、人との結びつきは薄い傾向
- ・ しっかりと目的意識を持っていることや目標へ向かう真摯な姿勢という強みと、受け身・与えてもらうという姿勢の強まりや対面コミュニケーション経験の不足という弱みがあるようです。
- ・ 働くことの意義への意識が強くなっている一方で、正解や完璧さにこだわる様子があるようです。
- ・ 就職活動中から自分なりのキャリアビジョンを定めていたり、「どのような社会貢献ができる会社なのか」を吟味してから入社するなど、自分なりのビジョンがある程度確立している新入社員が多いようです。そのため、「イメージしていた仕事や社風、社会人像とは違った！」というギャップを受ける傾向がさらに強まりつつあるようです。
- ・ 先輩社員達は、一方的に指示を出すのではなく、彼らなりの価値観があることをまず理解し、受容する必要があるようです。その上で、理想と現実のギャップをどのように埋めていくべきかを考え、いかに具体的な目標や日々の学びに落とし込んで本人に伝えるかという、対話と指示のプロセスがますます重要になるとのことです。
- ・ タイパを重視する傾向、正解や最適解を求める傾向があり、物事に対して自分なりの理解と納得ができれば、熱意やエネルギーを集中して注ぐことができます。そこで、業務の必要性をしっかりと伝え、どういう選択をしたいかを本人に問いかけることと、ある程度の枠を設定しながらも（積み立て・成長）、そのなかで裁量や自由さを与え、自律性を育む目線が求められる、その際には、新入社員側と先輩社員や会社側のスタンスや思いをきちんと共有し、目標をすり合わせていくことが大切とのことです。

なるほど。参考になりました。

https://www.e-sanro.net/freshers/?page_id=873

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、超有益ポストをご紹介します。

<従業員代表の選び方>

従業員代表を信任投票で選ぶ場合、「過半数の信任」を要するのですが、これは「労働者の過半数」でなければならず、「有効投票の過半数」だけでは足りないこと、念のためご留意を。ここが不十分で専門業務型裁量労働制の労使協定が無効となり残業代請求認容となった例がありました(松山地判 R5.12.20)。

<労使慣行上の手当>

賃金規程等に根拠がなくとも、ずっと支払っている手当があれば、労使慣行として法的根拠を持つことも。が、労使どちらかが「そうじゃない」と明示的に排除していたり、使用者側が支払うべしという規範意識を持っていない場合、慣行とはいえ廃止もあり得るとした例があるようです(東京地判 R5.8.28)

とはいえ「ずっと払ってる」なら「払わなければならぬ」と思っていたからでしょと言われるとしんどいわけで、根拠のない手当をつけるなら、ずっと払わねばならぬ覚悟が必要かと。こちらのケースは、支給方法が給料とは別だったり、額も会社側が決めていて労使合意がなかったという事情があるのです。

<退職従業員への競業禁止義務>

退職従業員へ法的強制力を伴う競業禁止義務を課するのは、裁判例上の要件が厳しくてかなり難しいことはご案内のことかと。その要件の乗り越え方の第一歩は、その従業員がどういう立場で、何をおみやげに競業しようとしており、そのおみやげが我が社の業務にどれほど大きな影響を与えるかの観点かと。

退職従業員へ法的強制力を伴う競業禁止義務を課するのは、裁判例上の要件が厳しくてかなり難しいことはご案内のことかと。その要件の乗り越え方の第一歩は、その従業員がどういう立場で、何をおみやげに競業しようとしており、そのおみやげが我が社の業務にどれほど大きな影響を与えるかの観点かと。

こんな有益なポストはフォローして毎日チェックしましょう！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の本、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月 1 回チャレンジしてください。

今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【株主代表訴訟】

A社が過去に行った海外への送金について、適切な手続を経ていなかったことに善管注意義務違反または忠実義務違反があるとして、A社の個人株主が社長に賠償を求める株主代表訴訟を提起していました。

東京地裁は著しく不合理とは言えないとして請求を棄却していましたが、この4月25日、東京高裁において、個人株主の逆転勝訴判決があり、社長に対して約4349万ドル（約67億円）と年5%の金利の支払いが命じられました。

やはり手続は遵守しなければなりません。コンプラは会社から押し付けられるものではなく、我が身を護るために自らが選択するものです。

【コーポレートガバナンスの強化】

大阪のお笑い企業がコーポレートガバナンスの強化等に向けた対応方針をとりまとめて公表しました。

具体的な施策として次のようなものが挙げられています。自社の取り組みと比較してみてください。

- 社外有識者を交えたガバナンス委員会の設置
- 日常業務における法令遵守、社会規範・倫理に対する意識を徹底するための教育・研修
- 私的領域も含めたコンプライアンスに対する意識を向上させるための契約条項の見直しやグループ行動憲章の周知徹底
- 人権の尊重・人権ポリシーの策定
- SNSポリシーの策定

<https://www.yoshimoto.co.jp/info/1387/>

【個人情報保護】

個人情報保護委員会が個人情報保護法の遵守に向けたチェックリストを公表しました。

キーワードは、「利用目的、通知・公表、取扱ルールと責任者、従業員教育、保管・管理、委託先の管理、第三者提供のための同意、提供時の記録、開示請求・訂正請求」です。

これらのキーワードから**思い浮かばないことが一つでも有る場合**は要チェックです。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/10_checkpoint.pdf

【クラウドの設定ミス対策ガイドブック】

総務省がクラウドの設定ミス対策ガイドブックを公表しました。

設定ミスの原因は、①担当者、②マニュアル、③作業環境、④組織の環境の4つの観点から整理でき、設定ミスの対策は、①組織・ルール、②人、③作業手順、④道具（ツール）の4つの観点から整理できるようです。

何をすれば良いか悩まれている方はこのガイドブックが役立ちます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00209.html

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に私のコラム「SNS での広報活動で炎上しないためのポイントを教えてください。」が掲載されました。

Q. SNS で広報活動を行おうと思っているのですが、法律に違反したり炎上したりしないための指針を作成したいです。ポイントを教えてください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

◆M&A◆

【PMI 実践ツール】

経済産業省の「PMI 実践ツール」、「PMI 実践ツール活用ガイドブック」、「PMI 取組事例集」は、そのまま使える優れたツールですので、今月もご紹介します。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329007/20240329007.html>

◆事業再生◆

【中小企業活性化協議会】

国が設置する公正中立な機関である中小企業活性化協議会は、中小企業の駆け込み寺として、中小企業の経営課題に幅広く対応し、協議会と地域の土業等専門家による支援

体制を整えています。収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業等の、財務上の課題を持つ中小企業の支援に、協議会事業を積極的にご活用ください。

https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/index.html

◆知的財産◆

【AI と特許】

2024年5月16日、AIが発明した新技術が特許として認められるか否かについて、東京地裁が、発明者は人間に限られる旨判決しました。

先日このメルマガでもご紹介しましたが、海外でも同種の判断が示されており、世界標準が整いつつあります。

【AI と著作権】

文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会の「AI と著作権に関する考え方について」を整理すると、AI と著作権については、

- ① AI 開発・学習段階
- ② 生成・利用段階
- ③ AI 生成物の著作物性

を分けて考える必要があり、著作権侵害となるケースは次のとおりです。

<AI 開発・学習段階>

- × 類似物を生成させることを目的としたファインチューニング
- × 既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を生成 AI を用いて出力させることを目的としたデータの収集
- × 特定のクリエイターを狙い撃ちにした AI 学習
- × 有償提供されているデータベースを情報解析目的で複製する行為
- × AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置を回避して AI 学習のために複製等をする行為
- × 海賊版等と知りながら学習データの収集を行った場合

<生成・利用段階>

- × 生成された画像等に著作物との類似性及び依拠性が認められ、かつ、権利制限規定の対象外である場合
- × 「AI 利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと」や「生成物に既存の著作物との高度な類似性があること」等が立証される場合

◆ 広告規制・消費者契約 ◆

【薬機法違反での逮捕】

自身の会社で販売していたサプリメント数種類について、国から承認を受けた医薬品でないにも関わらず、「大腸がん抑制効果」、「インフルエンザ症状が緩和」などと、あたかも医薬品のような効果があるかのような宣伝文句をつけて、会社のウェブサイトですべてで広告した事案において、福井南署が、5月8日、薬機法違反（承認前医薬品の広告の禁止）の疑いで代表者を逮捕したようです。

【薬機法における違反行為】

薬機法では、

- ・虚偽または誇大広告の禁止（66条）
- ・特定疾病用の医薬品・再生医療等製品の広告制限（67条）
- ・承認前の医薬品や医療機器・再生医療等製品の広告禁止（68条）

を定めており、違反した場合には逮捕もあり得ますし、虚偽または誇大広告の場合、違反期間中における対象商品の売上額×4.5%の課徴金納付命令の対象となり得ます。

【薬機法における広告】

薬機法における「広告」の要件は、

- ①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること
- ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
- ③一般人が認知できる状態であること

を全て満たすものです。

【預託法違反（措置命令）】

令和3年の改正預託法（令和4年6月1日施行）により、販売預託商法は原則となりました。

これは、古くは豊田商事事件に始まり、安愚楽牧場事件、ジャパンライフ事件、ケフィア事件と販売預託商法による重大事件が後を絶たないことが背景となっています。

販売預託商法とは、消費者に物品を販売すると同時にその商品を預かり、自ら運用したり第三者に貸し出したりする等して消費者に利益を配当し、その後、契約満了時に商品を一定額で買い取るというものを指します。

これがなぜ違法になるのかというと、過去に、運用の実態がないまま元本保証と高利率をうたって消費者を勧誘し、新たに勧誘した消費者から集めた資金を既存の消費者に配当するという自転車操業をし、最終的には破綻し、社会問題を引き起こすという事例が繰り返されてきたからです。

今般、この販売預託商法を行った業者に対し、措置命令が発せられました。措置命令が発せられたということは被害者がいるということですので、無事救済されていることを祈るばかりです。

【不当勧誘（困惑類型）】

これらの行為は消費者契約法の不当勧誘（困惑類型）にあたり、契約取消の対象となりかねませんのでご注意ください。

- ・消費者に対してサービス料金の見積もり金額を提示する前に作業を開始する行為

→消費者契約法4条3項7号違反のおそれ

- ・消費者との間でサービス提供契約を締結する際、契約を締結させ、又は申し込みの撤回若しくは解除を妨げるため、見積り料やキャンセル料、違約金の名目で金銭の支払いを求める行為

→消費者契約法4条3項8号違反のおそれ

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prtimes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

【契約書・利用規約 NG 集】

B to C の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体**から狙われるリスクが高いです。

実際に指摘を受けて削除に至った条項を列挙しますので、ヒヤッとした方は今すぐご相談ください。

<家電量販店のネットサイト上の利用規約>

- ▲ 当社は、次の各号に定める事項について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の保証をしないものとします。
- ▲ お客様は、本ショップに関連した支払いについて、クレジットカード会社、立替代行業者等の中で料金その他の債務を巡って紛争が生じた場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- ▲ お客様が本ショップに登録する一切の個人情報に関して、お客様の管理不十分等に起因する損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ▲ 本サービスに関してお客様に生じた障害については、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- ▲ お客様が本サービスをご利用された結果により当社もしくは第三者が損害を被った場合、お客様もしくはお客様であった方は賠償責任を含むすべての法的責任を負うものとし、当社および第三者に対して一切迷惑をかけないものとします。
- ▲ 本サービスの利用に関連して生じた紛争については、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします

<ペットショップ>

- ▲ 生体販売契約後又は引渡後、消費者は、返品、交換及び一切の金銭請求ができないとする条項
- ▲ 民法上の契約不適合責任を、発覚から3日以内に連絡がなかった場合に制限する旨の条項

<火災保険請求サポート業務>

- ▲ 解約に際し、見積書作成・図面作成等の申請に係る書類作成費用として解約時期に応じて一定の解約手数料がかかる旨の条項

<自動車関連>

- ▲ 事業者に故意又は重大な過失がない限り、事業者の債務不履行又は不法行為により生じた責任を全部免除する条項
- ▲ 事業者が負担する損害賠償額の上限を、事業者に故意または重大な過失がない限り、会費の1年分相当額とする条項
- ▲ 消費者が後見開始又は補佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったことのみを理由として、事業者に対し解除権を付与する条項

<レンタカー>

- ▲ レンタカーが使用できなかった場合に、会社に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権の行使を認めない旨の条項
- ▲ 中途解約日時から当初の契約上の返還日時までの期間の長短を考慮せずに中途解約手数料を定める条項
- ▲ 返還後の遺留品について、会社は責任を負わない旨を定める条項
- ▲ 所定の場所以外に返還した場合の違約料を「必要となる回送のための費用の300%」と定める条項

<マラソン大会の規約>

- ▲ 競技中の事故については、主催者で応急処置は行いますが、主催者に重過失がある場合を除きそれ以外の責任を負いません。

- ▲ 大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。その方法、経過等について、主催者の責任を問いません。
- ▲ 私は、大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。
- ▲ 貴重品や手荷物等の管理は各自の責任とし、主催者は一切責任を負いません。また、駐車場での事故や盗難等についても、責任を負いかねます。
- ▲ 過剰入金・重複入金の返金はいたしません。

<分譲地管理契約>

- ▲ 本規約に基づく管理期間は、毎年1月1日から12月31日迄とする。但し、所有者が分譲地に土地を所有する間、更新するものとする。

<芸能人養成スクールの規約>

- ▲ 退学又は除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用については返還しません。

<洗濯代行サービスの利用規約>

- ▲ 縮みや色落ち、破損、紛失等に関する一切の弁償や返金等はいたしません。

<美容クリニックの規約>

- ▲ 万が一、お客様自身の都合により手術日をキャンセルや延期されますと、キャンセル料が発生してしまいます。身内の不幸や、本人の病気、交通事故などのいかなる事情においてもキャンセル料は発生致します。キャンセル料の金額は予約金100%となります。
- ▲ 手術日の決定以降に手術のキャンセルや手術内容の変更、手術内容のキャンセル、または手術日程を延期されますとキャンセル料が発生致します。キャンセル料の金額については手術代金全額となりますので何卒ご了承ください。

<銀行取引約定書>

- ▲ 相続の開始があった場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要の「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施

④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年5月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の「過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロード先」はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

京都総合法律事務所は、この5月からリアルセミナーを本格的に再開しています。

6月はカスハラ。カスハラといえば、B to Cのイメージですが、実は、B to Bでもカスハラがあり得ます。

ニュースでも話題になっていますが、カスハラが原因で自社の従業員が抑うつ状態になったとして、東京都の住宅設備販売会社が、取引先 2 社に対して計 1100 万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。

言われてみれば対消費者に限る道理はありませんよね。パワーバランスがあるところにハラスメントは必ず潜んでいます。

いまや社会問題化しているカスハラ。当事務所の研究の成果をぜひ 6 月のセミナーで体感してください。

締めは阪神タイガースと F1 とボクシング。

野球タイガースは、相変わらずなぜ首位にいるのかという戦いぶりですが、中野拓夢二塁手とリリーフ陣のおかげですね。

中野選手は 2023 年に菊池涼介二塁手（広島）のゴールデングラブ賞を 10 年連続でストップさせましたが、今年もその堅守が光り輝いています。

リリーフ陣は文句なしです。私の大好きな石井大智投手なんて奪三振率 16.71 です（5 月 23 日現在）。意味不明の数字です。

F1 第 6 戦マイアミ GP は、角田裕毅選手（ビザ・キャッシュアップ RB）が見事に第 5 戦中国 GP の鬱憤を晴らしてくれました。スプリントで 8 位、予選で 10 位、決勝で 7 位と素晴らしいリザルト。

第 7 戦エミリアロマーニャ GP でも、予選 7 位、決勝 10 位でポイントゲット。

ドライバーズランキングでもンス・ストロール選手（アストンマーチン）を抜いて 10 位に浮上。来年以降はどのチームに所属するのでしょうか。飛躍の一年になりそうです。

そして、ボクシング。井上尚弥選手。まさかの 1 R に東京ドームは凍りついたと思います。しかし、そこからが真の井上選手でした。ダウンのダメージを冷静に受け止め、クリンチでしのぎ、仕留めにきた相手に効果的なカウンター。2 R 以降は一方的な展開。最後は右アッパーから右ショートという識者も感嘆したコンビネーションで衝撃的な KO。

「そういうことは起きないだろう」と見過ごすのではなく、常に最悪の状況も想定して備えを尽くすことが必須であることを再認識しました。Undisputed Champion（議論の余地のないチャンピオン）ですら人事を尽くしているのです。否、だからこそその地位にあるのでしょうか。

予防法務・戦略法務に携わる者としても非常に意義深い試合でした。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com